

令和 5年 6月 1日

姫路市リノベーション内装工事費支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、姫路駅西エリアにおいて、空き店舗等を活用し、にぎわいの創出と地域再生を目指す新たな事業を実施する者に対して姫路市リノベーション内装工事費支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗等 空き家、空き店舗等の遊休不動産をいう。
- (2) 姫路駅西エリア 別紙対象区域図のとおり。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次条に規定する補助対象事業を主体的に実施することができる団体または個人とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、姫路駅西エリアにおいて、空き店舗等を活用し、当該対象地域の住民等と連携してにぎわいの創出及び活性化を図り、もって当該対象地域の再生を目指す新たな事業とする。

2 週4日以上、午前10時から午後6時までの間に4時間以上営業を行う事業形態であること。

3 当該事業が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法

律第122号)に基づく営業の許可又は届出を要する事業

(2) 政治的活動や宗教的活動を目的とする事業

(3) その他補助金の交付目的に則して適当でないと市長が認める事業
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)
は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

(1) 内装工事費

(2) その他市長が特に必要と認める経費

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、50万円を限度として、補助対象経費の2分の
1以内で市長が定める額(千円未満は切捨て)とする。

(事業の募集)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「応募者」と
いう。)は、市長が別に定める期間内に、次に掲げる書類を市長に提出
し、補助金の交付を受けようとする事業が補助対象事業であることの
認定(以下「事業認定」という。)を受けなければならない。

(1) 事業計画書(様式第1号)

(2) 事業収支予算書(様式第2号)

(3) 応募者概要説明書及び名簿(様式第3号)

(4) 承諾書(様式第4号)

(5) 誓約書(様式第5号)

(6) その他市長が必要と認める書類

(審査)

第8条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、次条に
規定する基準に基づき、事業認定の可否を決定するものとする。

2 市長は、応募者に対し、提出された書類についての説明を求めるこ
とができる。この場合において、応募者が正当な理由なくこれに応じ
なかったときは、市長は、事業認定を行わないものとする。

(事業認定の基準)

第9条 事業認定の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画の熟度が高く、具体的であること。
- (2) 事業の全部又は一部について、独創性があること。
- (3) 実現可能な方法、計画及び予算で立案されていること。
- (4) 対象地域の住民や近隣の商店と連携が図られるものであること。
- (5) 対象地域のにぎわいの創出及び活性化に資するものであること。
- (6) 事業の継続が期待でき、対象地域への貢献がなされるものであること。
- (7) 国、県、市又はこれらの外郭団体の財政的支援制度の対象となる事業でないこと。
- (8) 政治的活動、宗教的活動又は公序良俗に反する活動その他補助対象として適当でないとする事業でないこと。
- (9) 応募者又はその構成員が、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。

(補助金の交付申請手続等)

第10条 事業認定を受けた応募者は、規則第4条の規定に基づき市長に補助金の交付申請を行うものとする。

2 前項の場合において、応募者は、補助対象経費に消費税及び地方消費税が含まれる場合には、これに相当する額を当該補助対象経費から減額して申請しなければならない。ただし、当該補助対象経費に係る消費税及び地方消費税の額の仕入控除税額（以下「仕入控除税額」という。）がない見込みの応募者（以下「適用補助対象者」という。）は、この限りでない。

3 適用補助対象者は、申請時において、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額届出書（様式第6号）を提出しなければならない。

(仕入控除税額の報告)

第11条 適用補助対象者は、当該補助対象事業が完了したとき、又は

当該補助対象経費に係る消費税及び地方消費税の確定申告が完了したときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第7号）

(2) 積算内訳書

（補助金等の返還）

第12条 適用補助対象者において、確定申告により補助対象経費に係る仕入控除税額が生じた場合は、当該仕入控除税額に相当する額を市長に返還しなければならない。

（実績報告書の添付書類）

第13条 規則第12条の補助事業実績報告書に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 事業収支決算書（様式第8号）

(2) 補助対象事業の実施に要した経費の領収書の写し又はこれに類する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。